

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
平成30年度第4回理事会議事録

1 招集年月日

平成31年3月7日（木曜日）

2 開催日時

平成31年3月28日（木曜日）午前9時30分から午前11時36分まで

3 開催場所

社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局第一会議室

4 出席者

(1) 理事総数 8名

出席理事 7名

理事 塩見 清仁

理事 藤岡 孝志

理事 和氣 康太

理事 佐々木 晶堂

理事 山本 あおひ

理事 小川 秀司

理事 福山 雅史

(2) 監事総数 2名

出席監事 2名

監事 久保 豊子

監事 齊藤 一紀

5 議長

理事長 塩見 清仁

6 議事録作成者

理事長 塩見 清仁

7 議題

(1) 決議事項

第1号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団定款細則の一部変更(案)
について

第2号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団処務規程の一部改正(案)に
ついて

第3号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団就業規則及び社会福祉法
人東京都社会福祉事業団非常勤職員等就業規則の一部改
正(案)について

第4号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等
及び費用弁償に関する規程の一部改正(案)について

第5号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団経理規程の一部改正(案)
について

- 第6号議案 希望の郷 東村山処務規程の一部改正（案）について
第7号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団内部管理体制の基本方針
の策定について
第8号議案 平成30年度第五次補正予算（案）について
第9号議案 平成31年度事業計画（案）について
第10号議案 平成31年度予算（案）について
第11号議案 理事候補者の推薦について
第12号議案 事務局長及び施設長の任免（案）について
第13号議案 評議員会の招集について

(2) 報告事項

- ア 施設利用実績について
イ 平成30年度予算の流用及び予備費の使用について
ウ 平成31年度職員採用選考の状況について
エ 平成29年度離職理由等に係る調査結果概要について
オ 平成31年度の施設運営体制について
カ 東京都七生福祉園における虐待事案について

※ 以下の「8 議事の経過の要領及びその結果」における発言者は「出席者」と表記している。（理事長、業務執行理事、石神井学園の園長である理事及び監事の職責としての発言をした場合の監事を除く。）

8 議事の経過の要領及びその結果

議題に沿って、以下のような意見交換が行われた。

(1) 第1号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団定款細則の一部変更（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

- 共同生活援助事業所の一体的かつ効率的な運営体制の確立を目的とし、共同生活援助事業所の統廃合を行う。「あすか」、「のぞみ」、「らいふ」、「あおば」、「みらい」の5つの事業所を統合し、「共同生活援助 あおば」とし、「どらやき」、「きらり」、「グループホーム けやき」の3つの事業所を統合し、「共同生活援助 きらり」とする。

その後、議長が質問・意見を募ったが質問はなかったため、第1号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(2) 第2号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団処務規程の一部改正（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

○ 平成30年度に事業団の組織を改正し、部門長・グループリーダー制度を開始した際に、課長等が置かれていない部門の「事案の決定」について規定されていなかったため、今回所要の改正を行う。

その後、議長が質問・意見を募ったが質問はなかったため、第2号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(3) 第3号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団就業規則及び社会福祉法人東京都社会福祉事業団非常勤職員等就業規則の一部改正（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

○ 労働基準法の改正により、年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対して、年次有給休暇の日数のうち5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられたため、年次有給休暇の条項に規定する。

その後、議長が質問・意見を募ったが質問はなかったため、第3号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(4) 第4号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程の一部改正（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、評議員会に諮る議案として、議案書に従い説明があった。

○ 東京都における監理団体改革の一環として、団体常勤役員に占める東京都関係者割合の見直しを行うこととなり、事業団においては、これまで理事長、業務執行理事及び施設長である理事を常勤役員として整理していたが、東京都の方針に従い、理事長のみを常勤役員として位置付ける。

その後、各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

○ 出席者から、「東京都における監理団体改革」の主眼について、またこの変更により東京都からの補助金が減らされる等の不利益はないのかとの質問があり、塩見理事長から、「天下りのような誤解のないよう、役員を広く公募して、民間の役員を入れるというのが大きい眼目であるが、民間の給与水準から見るとなかなか厳しいところもあり、他団体でも苦戦しているようである。社会福祉法人では、施設長を理事に入れるのは必須でもあり、事業団では、便宜上、東京都出身の常勤役員の比率を下げるために、事務局長や園長としては常勤でも、理事としての役割は非常勤として整理したもので、実質はこれまでと変わらない。」との回答があった。

質疑応答の後、第4号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(5) 第5号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団経理規程の一部改正(案)について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

- 第1号議案の定款細則の一部改正に連動し拠点区分の整理統合を行う。また、精算残務処理のため拠点区分を残していた、生活介護事業(東村山)拠点区分及び共同生活援助事業(つばさ)拠点区分の2つの拠点区分について、精算手続きが終了したため、拠点区分を廃止する。

その後、議長が質問・意見を募ったが質問はなかったため、第5号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(6) 第6号議案 希望の郷 東村山 処務規程の一部改正(案)について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

- 東京都が東村山福祉園を分割・民間移譲するにあたって事業者を公募した際に、事業団が応募時に都へ提出した「事業計画書」において、併設サービスとして通所人数を30名としていたため、開設後1年が経過し、経営が安定したところで、「希望の郷 東村山」の生活介護の利用者定員を105名から110名に変更し、計画どおりの定員とする。

その後、議長が質問・意見を募ったが質問はなかったため、第6号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(7) 第7号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団内部管理体制の基本方針の策定について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

- 改正社会福祉法の規定に基づき、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部管理体制の基本方針」として策定する。策定にあたっては、厚生労働省が示している「参考例」をもとに、当法人で定めている規程等を踏まえて内部管理体制の基本方針とした。

その後、各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、「事業団職員に必要な調査等を実施させ」とあるが、どのような職員が行うのかとの質問があり、事務局から、服務調査や会計監査を行う現行の規定があり、これに基づいて事務局職員が必要な調査を実施するとの回答があった。
- 出席者から、「通報窓口」がどのような形で置かれているのかとの質問があり、事務局から、事務局管理グループが窓口となっているとの回答があった。
- 出席者から、「事業団の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リス

クについては、経営者会議等で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する」となっているが、経営者会議のメンバーは誰かという質問があり、事務局から、事業団の全12施設の施設長と、理事長、事務局長、本部の管理職、本部の各グループリーダーがメンバーであるとの回答があった。さらに、出席者から、この経営者会議で決まったことは、どういう形で理事会や評議員会に報告されていくのかとの質問があり、事務局から、「今回提案している事業計画等は、全施設長が集まった中で、議論をし、まとめたものを理事会に提案している。また、後ほど報告する虐待事案についても、経営者会議で議論した上で、理事会に報告しており、今回この基本方針を策定したことで、こういう流れが明文化されたものと理解している。」との回答があった。

- 出席者から、大規模災害等に備えBCPを定めるとあるが、今まではBCPを立てていなかったのかとの質問があり、事務局から、今回この方針を作るときに参照した厚生労働省の参考例には、BCPという表現はなかったが、事業団として定めているものなので、ここに明記したとの回答があった。

質疑応答の後、第7号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(8) 第8号議案 平成30年度第五次補正予算（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、平成30年度第五次補正予算（案）及び平成30年度第五次補正予算（案）説明資料について説明があった。

その後、各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、信託銀行からの3,200万円強の寄附について質問があり、事務局から、遺言で信託銀行が委託を受けていた残余を寄附していたものであるとの回答があった。また、出席者から、こういう例は他にもあるのかとの質問があり、事務局から、平成28年度に遺言で高額の寄附をいただいた例が2例あるとの回答があった。

質疑応答の後、第8号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(9) 第9号議案 平成31年度事業計画（案）について

議長の求めに応じ、小川業務執行理事から、平成31年度事業計画書（案）について説明があった。

その後、各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、石神井学園の「連携型専門ケア機能モデル事業」の現状や成果について質問があり、石神井学園長である福山理事から、「退所後、原籍施設へ戻っても全てが落ち着いたということにはならず、特に教育の場では、在籍時ほど手厚い機能がないことも多く、安定しないという話も聞かれ、アフターケアも続けているところである。施設側の受け止めとしては、大人との距離感とかコミュニケーション力などには成長が見られ、7割程度の子供たちがプラスに評価されている。」との説明があった。出席者からは、「この事業では、各児童養護施設から非常に難しい子供たちを受け入れていると思うが、どういう子供たちが来たのかということを確認しておく必要がある。非常に重篤な愛着障害というのは極めてレアケースで、多くの子供たちは、一定期間を過ぎると特定の職員と良好な関係を構築できるようになる。成果があったといっても、もともとそれほど重篤な愛着障害ではないという指摘を受ける可能性もある。最近では安全基準のゆがみという言葉があって、むしろこちらの子供たちのほうが施設の中での対応が難しいということもある。今後の石神井学園での取り組みにおいて、こういう難しさを持った子供たちについても、変化を起こすことができたということが言えれば、他の施設にそのプログラムを汎用化するなどすばらしい試みになると思う。」との意見があった。
- 出席者から、東村山福祉園の第三者評価の「更なる改善が望まれる点」について、「今後家族等が苦情を申しやすいように、苦情相談受付の周知方法について更なる工夫に期待したい」との記載があるが、何かこの指摘につながるような苦情があったのかとの質問があり、事務局から、「指摘の背景としては、園では各種方法で家族等が苦情を申し出られるように努めているが、申出実績がほとんどない。苦情受付の周知方法について幾つかの課題が散見されるので、今後苦情を申し出やすい周知方法についてさらなる工夫を期待したいということである。」との回答があった。さらに、出席者から、勝山学園の第三者評価の「更なる改善が望まれる点」について、「児童の不利益につながらないために、児童相談所への積極的な働きかけの継続に期待したい」との記載の背景について質問があり、事務局から、「都外施設であることや児童福祉司が多忙であることから、児童福祉司の来園が少なく、児童との面会や打ち合わせが行われにくいことが課題となっているとの指摘であり、勝山学園から児童相談所に積極的な働きかけを行ってほしいという捉え方である。」との回答があった。出席者からは、「一人の児童福祉司が100件以上扱っており、都内の施設も児童福祉司の来園を要求する中、都外の勝山まで行く余裕が物理的にないと推察できる。それだけに、施設側が能動的な働きかけをすることは必須で、当然施設側もその辺の努力は怠っているわけではないと思うが、引き続き頑張ってもらえればありがたい。」との意見があった。また、小川業務執行理事から、「第三者評価制度では、必要なことを行っていたとしても、評価を行う事業者から指摘が

ないということではなく、さらにこうしたほうがよいとかこういうこともできるのではないかという観点で記載されるため、その結果この点はできていないのではないかと読めてしまうこともある。」との説明があった。

- 出席者から、「先日、藤倉学園で単独外出した利用者が死亡したことに係る裁判で、法人側の提示を大きく超えた五千万円という逸失利益が認められるという画期的な判決が下りた。事業計画の中で、単独外出のリスクについて触れられているところがあるが、リスクマネジメントについてどう取り組んでいるか。」との質問があり、小川業務執行理事から、「各施設では防犯カメラの増設や近隣の警察等と連携した訓練等に取り組んでいるが、想定していなかった形で施設から外に出てしまうケースもあり、その都度リスクを潰してマネジメントを高める意識を持って施設管理に努めている。」との回答があった。出席者から、「ヒヤリハット事例が出てきた時が勝負で、それをどれだけ蓄積しどう分析するかが重要。自分の施設では、ヒヤリハット報告を多く出した職員を表彰する取り組みを行った。そうすることで、リスクマネジメントが法人の中心にあるという意識を職員に持たせることができる。」との意見があった。事務局から、「今年度のマネージャー研修では、リスクマネジメントを取り上げたが、細かなことに気づいて先を見通すことが非常に大切であると学ぶ機会になった。」との説明があった。
- 出席者から、「離職理由等に係る調査結果を踏まえ離職防止策をとるというのは、人材確保の取組として非常に丁寧な対応だと思う。おそらく様々な理由があると思うが、その中には、強度行動障害のある利用者への対応の難しさや、児童養護施設の子供の攻撃的な態度などが、職員の自信を失わせたり、どうしてうまくいかないのかという無力感につながったりという理由もあるのではないかと思う。そういうところを踏まえた研修や日頃の職員への支援体制が必要だと思う。また、権利擁護について周知徹底していても、難しいケースの場合不適切な行動になりかねないところがあるので、ヒヤリハットの小さい芽のうちに対応することが大事である。」との意見があった。

質疑応答の後、第9号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(10) 第10号議案 平成31年度予算（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、平成31年度予算書（案）及び平成31年度予算（案）増減説明について説明があった。

その後、各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、ICT環境の整備に関連して、「施設ではWi-Fiが使えるのか。Wi-Fi環境があると、子供たちが自由にアクセスできてしまう

など便宜を図りすぎとも思うが。」との質問があり、事務局から、「施設はW i - F iではなく、ケーブル。今回の環境整備も事業団専用の閉じたネットワークを整備し、そこに各施設が接続するというものである。」との回答があった。

質疑応答の後、第10号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(11) 第11号議案 理事候補者の推薦について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

- 理事長及び業務執行理事が平成30年度末を持って辞任予定であるため、補欠の理事2名を臨時評議員会に推薦する。また、理事長の選定については、年度当初に改めてお集まりいただくのも難しいため、役員が賛同が得られれば、書面にて同意をいただきたい。

説明の後、第11号議案については、事前送付していなかったため、議長が特別の利害関係の確認を行ったところ、特別の利害関係を有する理事はいなかった。

その後、議長が質問・意見を募ったが質問はなかったため、第11号議案及び理事長選定の書面同意について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(12) 第12号議案 事務局長及び施設長の任免（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

- 事務局長及び施設長の異動に伴い、施設長の任免を行う。

説明の後、第12号議案については、事前送付していなかったため、議長が特別の利害関係の確認を行ったところ、特別の利害関係を有する理事はいなかった。

その後、議長が質問・意見を募ったが質問はなかったため、第12号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(13) 第13号議案 評議員会の招集について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

- 臨時評議員会を招集するにあたり、定款細則第7条第1項に規定する「評議員会の日時及び場所」、「評議員会の目的である事項」、「評議員会の議案の概要」を、理事会において決定する必要があるため提案する。

説明の後、第13号議案については、事前送付していなかったため、議長が特別の利害関係の確認を行ったところ、特別の利害関係を有する理事はいなかった。

その後、議長が質問・意見を募ったが質問はなかったため、第13号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(14) 報告事項

塩見理事長から、社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、職務執行状況について、報告があった。詳細については、小川業務執行理事から、「各施設の利用実績」について、事務局から「職員採用選考の状況」、「平成30年度予算の流用及び予備費の使用」、「平成31年度職員採用選考の状況」、「平成29年度離職理由等に係る調査結果概要」、「平成31年度の施設運営体制」及び「東京都七生福祉園における虐待事案」について、資料に従い説明があった。

その後、報告事項や理事会全体を通して、以下の質問、意見等があった。

- 出席者から、職員採用選考の状況について、正規職員の外部直接採用と内部登用の数、また外部から採用した人の新卒・経験者の数について質問があり、事務局から、正規の外部直接採用が82名、内部登用が44名であり、外部直接採用のうち新卒が60名、他の福祉施設経験者が18名であるとの回答があった。出席者から、割合として新卒と経験者が大半であり恵まれた環境であると思うとの意見があった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午前11時36分に閉会した。